

重要事項説明書

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護)

利用者： _____ 様

事業者： 愛の里安心サポートセンター

重要事項説明書

1. 事業者概要

事業者法人名	有限会社 愛の里
代表者名	代表取締役 吉識 順平
法人所在地	〒679-2201 兵庫県神崎郡福崎町大貫 2321-1
電話番号	0790-22-1332
FAX 番号	0790-22-1374
設立年月日	平成 14 年 9 月 12 日
業務の概要	訪問介護(総合事業),通所介護(総合事業),居宅介護支援 訪問看護(総合事業),定期巡回随時対応型訪問介護看護
アドレス	ainosato@kir.biglobe.ne.jp

2. 事業所の概要

事業所名称	愛の里安心サポートセンター
所在地	兵庫県神崎郡福崎町大貫 2321-1
事業所番号	2893400081
管理者の氏名	大寺久美子
電話番号	0790-22-1332
指定年月日	平成 29 年 3 月 1 日
サービス提供地域	神崎郡福崎町内

3. 事業所の職員体制等

職種	人数	資格条件	定期巡回事業所内の兼務
訪問介護員等	24時間通して1人以上	介護福祉士、介護職員基礎研修、実務者研修、訪問介護員1級、訪問介護員2級、介護職員初任者研修	オペレーター資格があれば兼務可。
オペレーター	24時間通して1人以上	看護師、准看護師、保健師、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、サービス提供責任者として1年以上従事した経験を持つ者	訪問介護員等の資格があれば、随時・定期訪問も対応可能。
計画作成責任者	24時間通して1人以上	看護師・准看護師・社会福祉士、介護支援専門員	訪問介護員・看護師と兼務可。
管理者	1人	上記	上記職種と兼務可
看護師	常勤換算2.5以上	看護師、准看護師、保健師、※作業療法士・理学療法士は適当数	看護師として登録している時間帯はオペレーターと兼務可能

4. サービス提供時間

24時間 365日

5. 事業の目的及び運営方針

要介護となった場合でも、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、入浴・排泄・食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応等安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行い、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を目指します。

事業者は、提供するサービスの質の評価を行うと共に、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図ります。

6. 設備の概要

設備の概要 ・設備基準により、事務室・相談室、および感染症予防に必要な設備または備品を備えます。

・次の通信機器を備え、必要に応じてオペレーターが携帯します。

ア. 利用者の心身の状況等の情報を蓄積することが出来る機器

イ. 随時適切に利用者からの通報を受けることが出来る通信機器

ウ. 利用者が適切にオペレーターに通報できる端末機器

7. 当事業所が提供するサービス

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、以下の2つの場合があります。

(1) 利用料金が介護保険の給付の対象となる場合

(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

以下のサービスについては、利用料金の通常9割（若しくは8割）が介護保険から支給されます。

〈サービスの概要〉

①定期巡回サービス訪問介護員等が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話

②随時対応サービスあらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者又はその家族等からの通報を受け、通報内容等を基に相談援助又は訪問介護員等の訪問もしくは看護師等による対応の要否等を判断するサービス

③随時訪問サービス随時対応サービスにおける訪問の要否等の判断に基づき、訪問介護員等が利用者の居宅を訪問して行う日常生活上の世話

☆定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画（以下「計画」という）に基づき、利用者が安心してその居宅において生活を送るのに必要な援助をします。

☆随時訪問サービスを適切に行うため、オペレーターは計画作成責任者、定期巡回サービスを行う訪問介護員等と密接に連携し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行います。

☆随時訪問サービスの提供にあたっては、計画に基づき、利用者からの随時の連絡に迅速に対応し、必要な援助を行います。

☆訪問看護サービスの提供にあたっては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する

指定訪問看護事業所および主治の医師との密接な連携に基づき、医師による指示を文書で受けた場合に、指定訪問看護事業所により提供されます。

<サービスの終了>

- ① お客様の都合でサービスを終了する場合サービスの終了を希望する日の 1 週間前までにお申し出ください。
- ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知します。
- ③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了します。

ご利用者様が介護保険施設に入所した場合

介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護状態区分等が、要支援と認定された場合

お客様が亡くなられた場合

8. 料金のお支払方法

毎月 10 日までに前月分の請求を致します。お支払方法は口座引き落としとなり、お支払いいただきますと領収書を発行します。

9. 秘密の保持

- ① 事業者およびその従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- ② 事業者およびその従業者は、利用者及びそのご家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、個人情報を用いません。

9. 緊急時の対応

サービス提供の提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、速やかに主治医、救急隊、ご家族、支援専門医に連絡いたします。

医療機関		
主治医		
電話番号		
ご家族（続柄）	氏名	()
	住所	
	電話番号	

10. 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、お客様に応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかにお客様がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業所に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

なお、当事業所の介護サービスにより、お客様に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかにその責任を賠償いたします。

11. 記録の保管

サービス提供については、5年間保存することし、利用者及び家族に限り、記録の閲覧、また記録の複写の交付を受けることができます。

12. サービスに関する相談・苦情窓口

事業所相談窓口	担 当 : 管理者 電話番号 : 0790-22-1332 受付時間 : 午前 8 時 30 分 ~ 午後 5 時 30 分
兵庫県国民健康保険 団体連合会窓口	電話番号 : 078-332-5617 受付時間 : 午前 9 時 ~ 午後 5 時 15 分 (土曜日、日曜日、祭日を除く)
福崎町役場	電話番号 : 0790-22-0560 受付時間 : 午前 9 時 ~ 午後 5 時 15 分 (土曜日、日曜日、祭日を除く)

13. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供時に、担当の介護員・看護員を決定します。

ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員・看護員が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員・看護員の変更

① ご契約者からの変更の申し出

選任された訪問介護員・看護員の変更を希望する場合には、当該訪問介護員・看護員が業務上不適当と認められる事情その他変更を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員・看護員の変更を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の訪問介護員・看護員の指名はできません。

② 事業者からの訪問介護員・看護員の変更

事業者の都合により、訪問介護員・看護員を変更することがあります。変更する場合はご契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分配慮するものとします

(3) サービス実施時の留意事項

① 定められた業務以外の禁止

訪問介護サービスの利用にあたり、利用者は「5. 事業所が提供するサービスと利用料金」で定められたサービス以外の業務を事業者へ依頼することはできません。

② 訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの実施に当ってご利用者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③ 備品等の使用

定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用いたします。

④ 合鍵の管理方法及び紛失した場合の対応方法

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たり、利用者から合鍵を預かる場合には、その管理を厳重に行うとともに、管理方法を記載した文書を利用者に交付するものとする。また、合鍵を紛失した場合は、すみやかに利用者およびその家族、または管理者に連絡をし、必要な措置を講じるものとする。

(4) 訪問介護員・看護員の禁止行為

訪問介護員・看護員は、ご契約者に対するサービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

①利用者もしくはその家族等からの高価な物品等の授受

②利用者の家族等に対する訪問介護サービスの提供

③飲酒及び喫煙

④利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動

⑤その他利用者もしくはそのご家族等に行う迷惑行為

14. 地域との連携

(1) 当事業所はサービスの提供にあたって、地域に密着し開かれたものにするために、介護・医療連携推進会議を設置し、サービス提供状況等を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聞く機会を設けるものとする。

(2) 介護・医療連携推進会議の開催は、おおむね6ヶ月に1回以上とする。

(3) 介護・医療連携推進会議のメンバーは、利用者、家族、地域住民の代表者、医療関係者、地域包括支援センターの職員、有識者等とする。

(4) 介護・医療連携推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

15. 虐待防止のための措置に関する事項

①虐待防止の為の指針を整備します。

②虐待の防止の為の対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。

③事業所は、サービス提供中に当該事業所の従業者または養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかにこれを市町村に通報するものとなります。

16. 身体拘束の適正化

当事業所は、利用者の生命・身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行ってはならないよう努める。

17. 感染症の予防及びまん延の防止のための対応

当事業所は、感染症発生時の業務継続ガイドラインに基づき、下記の体制を整備する。

- ① 感染症対策委員会の実施
- ② 感染症に係る指針の整備
- ③ 感染症に係る研修の実施
- ④ 感染症を想定した訓練の実施

18. 災害発生時の対応

当事業所は災害発生時において、サービスの提供を継続的の実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

令和 年 月 日

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供開始にあたり、利用者に対して重要な事項の説明をしました。

事業者 所在地 〒679-2201 神崎郡福崎町大貫 2321-1

名称 有限会社愛の里 愛の里安心サポートセンター

代表者 代表取締役 吉識 順平 ㊞

説明者 大寺久美子

私は、事業者から定期巡回・随時対応型訪問看護介護について重要な事項の説明を受けました。

契約者 住 所 _____

氏 名 _____

代理人 住 所 _____

(代筆者) 氏 名 _____